## 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書

労働局長 殿

_			
令和	年	月	日

平成・令和 年 月 日 に認定を受けた訓練を適正に実施し、付加奨励金の支給を受けたいので、以下 のとおり申請します。また、当該申請書及び添付書類の記載内容について相違ありません。

なお、自社会就職者の雇用状況の確認を労働局が行う場合には協力します。

訓練コース番号		<u> 5 - ○○ - 28 - 002 - ○○ - ○○○</u>														
認定通知書 (A-21)	訓練コー	訓練コース														
に従って 記入して ください。	訓練科	■■■■■科														
	訓練期間		令和	0	年	0	月	16	日	~	令和 C	年	Δ	月	15	日
支給対象者数			<b>8</b> 人 (注1) ← 様式A·34の「付加金対象者」欄(いる受講者数						广」欄に	○が付い	いて					
自社等就職者数			人 (注2)								=					
就職率			<b>75 %</b> (注3) 様式A-34の「自社等就職者」欄に○が付いている受講者数													
担当者連絡先		担当者名						部署			- > +					
		電話番号	様式A-34の「雇用保険適用就職率」を記入。													
		メールアドレス		なお、雇用保険の適用状況を労働局で確認、確定した情報をもとに計算 就職率によって支給決定します。						ご計算し	<i>√1</i> C					
実施機関番号 実施機関名 代表者氏名		201000000 ※下記、(注3) をご確認下さい。														
		実施機関名	株式	株式会社兵庫												
		代表者氏名	代表取締役 神戸 一郎													
訓練実施機関		_		_												
	所在地															
訓練実施機関 振込先(注4)				銀	!行				本	店・支	店			₫•当座		
	左 北城 月日	金融機関コード	(		)	店舗	浦コート	ໍ (			)		通知	1・別段	굿	
		口座番号														
	( <i>1</i> <b>エ</b> サ/	フリガナ														
		口座名義														

- ※ 申請期限内に、訓練実施施設の所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課(室)に 提出しないと奨励金は支給できません。
- ※ 就職者名簿(様式A-34)、認定職業訓練に係る就職状況報告書(様式A-15)の写し及び修了者等(就職を理由として中途退校した者を含む)からの就職状況報告書(様式A-14)の写しを添付してください。
- (注1)様式A-34の「付加金対象者」欄に〇が付いている受講者数を記入してください。
- (注2)様式A-34の「自社等就職者」欄に〇が付いてる受講者数を記入してください(令和1年10月1日開講コースより)。 自社等就職とは、訓練受講者を、訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主(訓練実施機関と資本 的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう。)に雇い入れる場合をいう。 なお、訓練実施機関と関連事業主の両者間に実質的な一体性が認められる状況は、以下のいずれかの要件 に該当する場合とします。
  - 1 資本金の50%を超えて出資していること。
  - 2 取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること。
  - (1)代表者が同一人物であること(個人事業主である場合も含む)。
  - (2)取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。
  - ※疑義が生じた場合、労働局へお問い合わせください。
- (注3)様式A-34の「雇用保険適用就職率」を記入してください。

労働局において確認した雇用保険の適用状況をもとに計算した就職率によって支給決定を行いますので、 ご承知おきください。

自社等就職の場合、労働局にて雇用保険適用就職率を算定するに当たって、自社等就職した者の労働条件や 勤務実態が分かる書類(労働条件通知書(写)や出勤簿(写)、賃金台帳(写)等)を提出していただく必要があり ます。上記労働条件が分かる書類及び、勤務実態が分かる書類(雇い入れから2か月間の勤務実態が分かる もの)については求職者支援訓練の終了した日の翌日から起算して6か月を経過する日までの間に提出して ください(提出がなされない場合、雇用保険適用就職率の算定において就職した者として算定しません)。 なお、勤務実態について、契約期間中の週労働時間が20時間あるかどうか確認しますが、特段の事情により 20時間未満となってしまった場合は、当該理由について証明していただく必要があります。 (令和1年10月1日開講コースより)。